

株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定の取り消しを 財団法人長崎県農業振興公社に求める決議

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

実際、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、その要件を充足することはできていなかったものである。

このことは、平成19年度の農業生産法人の報告書によっても確認でき、その中では、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

谷川富貴氏については、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。

実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年2月に大村市農業委員会に行った「農業経営基盤強化促進事業申出書」、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

また、谷川富貴氏、田丸加代子氏(株)T・G・F元取締役)両名に、「(株)

T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めるため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上が計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

この申請にかかる虚偽の記載及び根拠が不明朗な記載は、単に誤った情報を記載したという事実にとどまらず、これらがまかりとおることで、有望で意欲ある農業者の入植に対する意欲を減退させ、現在、意欲的に営農を行っている入植者に対しても悪影響を与えるものであり、超長期の返済計画など包括外部監査においても今後の経営について危ぶまれている現状において、将来への禍根となりかねない。

よって、本県議会は、(株)T・G・Fの行為が諫早湾干拓農地保有合理化促進事業実施要領の第3に違反するものとして財団法人長崎県農業振興公社に対し、貸付通知書の交付の取消しを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年7月13日

長 崎 県 議 会